

# 青森県報

第三千六百七十四号

平成二十五年  
四月三日  
(水曜日)

## 目次

## 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 基本測量の終了……………(監理課) ……三
- 選挙管理委員会……………
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局) ……三
- 収用委員会……………
- 公示送達……………(監理課) ……三

## 告

## 示

青森県告示第三百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	主たる 事務所 所在地 又は 住所	居宅サ ビスの 種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法 人信和会	東京都中央区 本橋馬喰町一 丁目五の六	特定施設 入居者生 活介護	有料老人ホ ームクロ バームク ロバーム クローバ ームク ロバーム クロー	八戸市江陽二 丁目一三の三三	平成 二五・四・一
社会福祉法 人青森社会 福祉振興団	むつ市十二林一 のの一三	短期入所 生活介護	みちのく金 谷シヨ ート	むつ市金谷二 丁目二の二	"
社会福祉法 人新生会	上北郡東北町 大字大浦字 境ノ沢	訪問介護	上北療護園 ンター パーセ	上北郡東北町 大字大浦字 境ノ沢	"

青森県告示第三百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	主たる 事務所 所在地 又は 住所	介護予 防サ ビス の種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法 人信和会	東京都中央区 本橋馬喰町一 丁目五の六	特定施設 入居者生 活介護	有料老人ホ ームクロー バームク ロバーム クロー	八戸市江陽二 丁目一三の三三	平成 二五・四・一
社会福祉法 人青森社会 福祉振興団	むつ市十二林一 のの一三	短期入所 生活介護	みちのく金 谷シヨ ート	むつ市金谷二 丁目二の二	"



青森県告示第三百十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基準点測量）

二 作業期間

平成二十四年八月十三日から平成二十五年三月十五日まで

三 作業地域

五所川原市

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十四年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第六十九号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十五年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成23年分(3)その他の政治団体のア統括表の平山幸司後援会の項中

3,758,445	3,958,445
2,957,999	2,957,999
800,446	1,000,446
200,000	200,000

800,000 1,000,000

800,000 を 1,000,000 に、

800,000 1,000,000

446 446

政治団体の収支報告書の要旨の平成23年分(3)その他の政治団体の(ア)寄附の内訳の表

平山幸司後援会	個人	平山幸司	800,000	五所川原市
---------	----	------	---------	-------

を

平山幸司後援会	個人	平山幸司	1,000,000	五所川原市
---------	----	------	-----------	-------

に訂正する。

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないうので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十五年四月三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十五年三月二十五日付け裁決書（青収委第九十五 一号）  
平成二十五年三月二十五日付け裁決書（青収委第九十五 二号）

二 送達を受けるべき者

氏名 相内勝政

住所 住所不明 ただし、住民票の住所

青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元一六三番地

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十五年四月十七日をもって送達があったものとみなされま

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭